

**問** 介護保険の見直しについて伺う  
**答** 地域密着型のサービスを重視し、  
 予防重視型社会システムを目指す



した予防給付の見直しが行  
われている。

**問** 高齢者福祉計画  
 と介護保険事業計  
 画の策定状況について伺う。

**町長**

高齢者福祉計画は、  
 高齢者の実態把握について  
 は6月に実施した生活機能  
 評価事業の資料や虚弱高齢  
 者宅への訪問指導、民生委  
 員さん等から寄せられる情  
 報などにより、実態把握に  
 努めている。こういった資  
 料をもとに、現在計画策定  
 の素案作りを進めている。

次に、介護保険事業計  
 の策定業務については、本  
 町は福岡県介護保険広域連  
 合に加盟しているので、介  
 護保険広域連合本部の業務  
 となつていて。

現在の状況については、  
 有識者、保健・福祉・医療  
 関係の代表者、一般公募に  
 より選出された介護保険被

保険者の代表者等、15名に  
 て構成された第4期介護保  
 險事業計画策定委員会にお  
 いて、事業計画の策定作業  
 が進められている。

平成20年12月24日開催  
 予定の第8回策定委員会にて、  
 答申案が審議され、その後、  
 平成21年1月末に開催され  
 る連合議会において最終決  
 定がされた後、事業計画の  
 公表及び被保険者等への周  
 知がされる予定である。

**問** 新予防給付の導  
 入後の介護給付費  
 の推移について伺う。

**町長**

平成12年4月にス

タートした介護保険制度は、  
 従来にない新しい仕組みで  
 あつたため、要介護者等に  
 かかる保健医療サービス及  
 び福祉サービスを提供する

保険者の代表者等、15名に  
 て構成された第4期介護保  
 險事業計画策定委員会にお  
 いて、事業計画の策定作業  
 が進められている。

体制の状況、保険給付に要  
 する費用の状況、国民負担  
 の推移、社会経済の情勢等  
 を勘案し、施行後5年を目  
 途として、その全般に関し  
 て検討が加えられ、必要な  
 見直しを行うことがあらか  
 ジめ介護保険法附則第2条  
 により定められていた。

この改正により、新たに「介  
 護予防」の視点から、高齢  
 者の心身機能、活動能力、  
 社会参加等の生活レベルの  
 維持及び低下を予防し、要  
 支援・要介護状態の防止を  
 目的とする「予防重視型社  
 会システム」を目指すこと  
 とされ、地域支援事業（介  
 護予防事業等）が創設され、  
 給付サービスの中にも新た  
 に地域密着型サービスが創  
 設されている。

また、要支援者を対象と  
 して実施すべきものとして  
 考えているため、機会ある  
 ごとに国に対し要望してい  
 る状況である。

**問** 料減免制度の創設  
 が重要ではないか。

**町長**

本町は介護保険広域

連合に加盟しているので、  
 町単独での制度創設はでき  
 ないが、福岡県介護保険広  
 域連合においては、低所得

	H17	H18	H19
介護給付 費総額	6億9千万円	7億1千万円 (H17比較) 3%増	7億6千万円 (H17比較) 10%増
新予防 給付費		2500万円 (給付費 総額の3.5%)	4800万円 (給付費総額) の6.4% ※制度導入後、 倍近くの伸びを 示している。

**問** 特別養護老人木  
 ム待機者の状況  
 について伺う。

**町長**

入所については、直

接施設に入所申し込みを行  
 うようになつてるので、  
 町において待機者の登録は  
 行っていない。

町民の皆さんより特別養  
 護老人ホーム入所希望の相  
 談があつた場合は、本人及  
 び家族の状況等を十分お聞  
 きし、施設についての情報  
 を提供している。

補助金として助成している。  
 この制度については、見  
 直しが行われ、対象者の要  
 件が緩和されるなど、より  
 実情に即した活用しやすい  
 制度へと改められている。  
 また、現在独自の減免措  
 置は実施していないが、広  
 域連合としては、減免措置  
 については、国の責任にお  
 いて実施すべきものとして  
 考えているため、機会ある  
 ごとに国に対し要望してい  
 る状況である。